

「週休2日適用工事(営繕工事)」(令和8年4月改正)実施要領等についてのQ&A

令和8年4月

	Q	A
1	祝日に休工した場合、現場閉所(休息)日となりますか？	土・日・祝日を問わず、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所した日を現場閉所日とします。 なお、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い日を現場休息日とします。
2	午前もしくは午後のみ休工とした場合は半日の閉所(休息)日となりますか？また、連続した半日単位で現場閉所(休息)を計画した場合、合わせて1日閉所(休息)日となりますか？	原則、1日単位で実施の可否を確認するものであるため、半日単位の現場閉所(現場休息)は扱いません。 連続した半日単位の現場閉所(現場休息)については、一般的に両日とも出勤日として扱うと考えるため現場閉所(現場休息)日として扱いません。
3	工事着手時に監督員へ現場閉所(休息)予定日を記載した計画工程表を提出しているが、雨天等で急に休工とした場合(施工予定日を休日に変更)、事前に共有している休日を施工日に変更してよいですか？	降雨、降雪等による予定外の現場閉所(現場休息)についても、現場閉所(現場休息)日数に含めるものとしています。 現場閉所(現場休息)日の変更については、受発注者間で工程共有することで、その都度変更が可能となります。
4	前日に施工可能と判断し、朝8時に作業員等が現場に集合したが天気予報が外れ、現場での施工を断念し、現場管理人を始め、作業員等を解散した場合は、現場閉所(休息)として扱われますか？	降雨、降雪等による予定外の現場閉所(現場休息)についても、現場閉所(現場休息)日数に含めるものとしています。
5	平日、悪天候で現場閉所(休息)し、監理技術者等が現場事務所ではなく、本社で書類を作成した場合は、現場閉所(休息)として扱われますか？	現場閉所(現場休息)とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された(現場作業がない)状態を言います。 現場閉所(現場休息)日に本社で書類を作成した場合は、現行制度では現場閉所(現場休息)として扱うことは可能です。
6	年末年始及びお盆休暇や5月の大型連休の前後に集中して現場閉所(休息)を実施した場合は、現場閉所(休息)日数として扱われますか？ 仮に年末年始8日間と夏季休暇5日間とした場合、どちらも2日間は現場閉所(休息)日として扱われますか？	対象期間には、年末年始6日間と夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間等は含まないことになっています。 今回のようにこの前後に現場閉所(現場休息)した場合は、対象期間に該当するため現場閉所(現場休息)日として扱います。 また、年末年始6日間と夏季休暇3日間は原則、12/29～1/3、8/13～15とし、工程上この期間に現場閉所(現場休息)が難しい場合は、別の日を代休として下さい。なお、この代休は現場閉所(現場休息)日として扱うことはできません。
7	工事着手日とは？	具体的には施工に先立って行う調査・測量、現場事務所の設置等工事施工上必要な準備に要する業務等を開始した日とする。
8	工事完成日とは？	工事完成日とは、工事施工範囲内ですべての作業(後片付けを含む)が完了した日を指し、受発注者間で確認することとしています。 例えば、現場管理が不要となる日や仮設事務所引上げの日などが考えられます。 なお、工事着手日の前や工事完了日の後に行う現場事務所(工事施工範囲外)や会社での書類作成・整理は、現地作業が伴わないため、週休2日の対象期間外となります。
9	施工機械の点検やその修理等を行った日は現場閉所(休息)となりますか？	施工機械の点検やその修理のみを行った場合は、保守点検の一環として現場閉所(現場休息)となります。
10	社内就業規則等が週休2日となっていない場合はどうすればよいですか？	社内就業規則に関わらず、各工事現場について、週休2日相当の現場閉所(現場休息)率の達成状況により判断します。
11	当日の現場作業が除雪のみの場合は対象期間に含めるのですか？	当日の現場作業が除雪のみの場合は、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間として対象期間から除くことができます。

12	<p>工程上、週休2日や連続する休日が難しい場合はどうすればよいですか？</p>	<p>週休2日適用工事の達成状況は、工事着手日から工事完了日までの期間における現場閉所率等で判断します。 例えば、土日続けて現場閉所できなかった場合は、平日に代休を取るなど、週休2日相当の現場閉所率を達成してください。それでも難しい場合は、労働者毎に週休2日となるようにしてください。</p>
13	<p>一つの工事現場で複数の工事が発注された場合において、閉所日はすべて同一日としなければならないのですか？</p>	<p>分離発注工事など、一つの工事現場で複数の工事が発注された場合は、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い日を「現場休息日」とするため、閉所日又は休息日が同一日になるように受注者間で調整をする必要はありません。 また、現場閉所率又は現場休息率についても各発注工事単位で別々に算出することになります。</p>
14	<p>一つの工事現場で複数工事が分離発注された場合などで、各工事の契約日が異なる場合、対象期間はどのように算定されるのですか？</p>	<p>現場閉所(現場休息)率を算出するための対象期間は、契約日から履行日ではなく、現場着手日から工事完成日までとなり、対象期間は各工事(契約)単位で算定します。 ≪参考イメージ≫</p>  <p>現場閉所(現場休息)日数(b日) = c + d</p> <p>※年末年始・夏季休暇等を挟む場合は、対象期間より除くこと。</p>
15	<p>市場単価及び物価資料の掲載価格等は補正の対象となりますか？</p>	<p>市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)については、補正の対象となります。詳細は、「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について」(令和7年3月25日付け国営積第7号)を参照して下さい。</p>
16	<p>協力業者(下請企業)の現場閉所(休息)日の達成状況はどこまで確認するのですか？</p>	<p>元請、下請に関係なく、あくまで各発注工事単位で判断してください。</p>
17	<p>当初、4週8休以上の現場閉所(現場休息)の日数割合を予定していたが、途中で4週8休以上の対象労働者の休日の平均割合に変更してもよいか。またその逆もよいか。</p>	<p>構いません。変更が生じた場合、監督員はその内容がわかる「計画工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認します。</p>
18	<p>実施において週休2日を達成できなかった場合、減点などのペナルティはあるのですか？</p>	<p>提出された計画工程表が通期の週休2日前提でなく、その後の打合せで監督員の修正指示に応じないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢がない場合に、減点措置となります。</p>
19	<p>発注者指定方式において、当初打合せ時に、完全週休2日を希望せず月単位により実施していたが、工事進捗が良好で完全週休2日が実施で達成できた場合は、それを達成したという取り扱いになりますか？</p>	<p>施工途中において月単位、完全週休2日を変更することはできません。ご質問の事例は月単位の扱いとなります。完全週休2日を達成できる見込みがある場合は、積極的に希望願います。</p>
20	<p>受注者希望方式において、当初打合せ時に、完全週休2日や月単位を希望せず通期により実施していたが、工事進捗が良好で完全週休2日や月単位が実施で達成できた場合は、それぞれを達成したという取り扱いになりますか？</p>	<p>施工途中において通期、月単、完全週休2日を変更することはできません。ご質問の事例は通期の扱いとなります。完全週休2日や月単位を達成できる見込みがある場合は、積極的に希望願います。</p>